一般競争入札

令和８年度福島県精神保健福祉センターデータ入力事務労働者派遣業務委託契約　一式

入札説明書

福島県精神保健福祉センター

入　札　説　明　書

この入札説明書は、「令和８年度福島県精神保健福祉センターデータ入力事務労働者派遣業務委託契約」について、次のとおり一般競争入札を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

１　入札に関する事項

(1)　発注者（契約権者）福島県精神保健福祉センター所長　　前田　正治

(2)　件名及び予定数量　令和８年度福島県精神保健福祉センターデータ入力事務労働者派遣業務委託契約

年間　２，７６４時間

（１名当たり　９６８時間（週５日１日４時間、派遣日数２４２日）２名）

（１名当たり　３９６時間（週２日１日４時間、派遣日数　９９日）１名）

（１名当たり　４３２時間（月９日１日４時間、派遣日数１０８日）１名）

※　派遣人員は、代替派遣職員２名を含め６名を想定。

(3)　業務の仕様等　別添（データ入力事務労働者派遣業務仕様書）のとおり

(4)　委託期間　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

(5)　履行場所　福島県精神保健福祉センター（福島県福島市御山町８番３０号）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者で、かつ、３に規定する資格の確認を受けた者であること。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2)　この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）第５条第１項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(5)　一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与認定を取得している者であること。

(6) 過去２年間に国、都道府県、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市において、入札公告業務と同程度以上のデータ入力業務に係る労働者派遣の実績を有するものであること。

３　入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、(1)に掲げる書類を添付した一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）を(2)により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

なお、資料の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(1)　添付書類

ア　労働者派遣法第５条第１項に規定する許可証の写し

イ　プライバシーマークの付与認定を取得していることを証明するものの写し

ウ　過去２年間に国、都道府県、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市において、入札公告業務と同程度以上のデータ入力業務に係る労働者派遣の実績契約書の写し

エ　登記簿謄本（商業登記法第６条第５号から第９号に規定する登記簿の謄本）
　　コピー可

オ　会社概要に関する資料（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在を含んだ書類）

(2)　提出期間等

ア　提出期間　令和８年３月２日(月）から同年３月１１日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　提出場所　〒９６０－８０１２　福島県福島市御山町８番３０号
　　福島県精神保健福祉センター
　　電　話　０２４－５３５－３５５６

ウ　提出方法　持参又は郵送とする。
　　ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、提出期限までに必着とする。

(3)　審査結果の通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式２）により、令和８年３月１３日（金）までに郵送等通知する。

４　入札説明書等に対する質問及び回答

(1) 受付期間　令和８年３月２日（月）から同年３月１１日（水）まで
　　（土曜日及び日曜日を除く）

(2) 受付方法　一般競争入札説明書等に関する質問・回答書（様式３）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
　　提出場所
　　〒９６０－８０１２　福島県福島市御山町８番３０号
　　福島県精神保健福祉センター
　　電　話　０２４－５３５－３５５６

ＦＡＸ　０２４－５３３－２４０８
電子メールアドレス　seisinhokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp

(3) 回答方法　一般競争入札説明書等に関する質問・回答書(様式３）により令和８年３月１３日（金）当所ホームページ等で回答する。
ホームページアドレス(http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/)

５　入札及び開札に関する事項

(1)　入札及び開札の日時及び場所
日　時　令和８年３月１９日(木）午後２時３０分
場　所　福島県精神保健福祉センター　デイケア室
（福島県福島市御山町８番３０号　福島県保健衛生合同庁舎５階）

(2)　入札書の作成方法
入札書は様式４を使用し、次の事項が記載されていなければならない。

(ｱ)　入札金額は、派遣労働者１人１時間当たりの単価の額とすること。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を、入札書に記載すること。

(ｲ)　入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。

(ｳ)　記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

(ｴ)　代理人をして入札する場合は、入札書に当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

(3)　入札保証金

ア　入札に参加する者は、入札金額における派遣労働者１人１時間当たりの単価に予定数量を乗じて得た額の１００分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ　入札保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）第１６９条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ　入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を５の(1)に掲げる日時までに、３の(2)イに掲げる場所まで提出すること。

エ　財務規則第２４９号第１項第１号及び第２号のいずれか（別記１）による入札保証金の免除を希望する者は、以下の書類を令和８年３月１１日（水）までに上記３(2)のイに示す場所に提出すること。
なお、以下の書類が提出できない場合は上記５(3)のア及びイにより現金等で納付

することとなるので注意すること。

(1)　入札保証金納付免除申請書（様式５）

(2)　県を被保険者とする入札保証保険契約証券もしくは履行実績証明書（様式６）

オ　入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(4)　開札に関する事項

ア　開札は､入札の終了後直ちに入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

イ　開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者がいないときは､直ちにその場所において再入札に付することができるものとする。なお、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再入札については棄権したものとする。

(5)　入札心得

ア　入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について疑義がある場合は、４により説明を求めることができる。

イ　入札者は、所定の日時及び場所に本人又はその代理人が出席して入札書を提出すること。

ウ　入札者又はその代理人は、入札会場に入室しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書（様式２、写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、会社発行の身分証等）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状(様式７）を提出すること。

エ　入札者又はその代理人は、本件入札について他の入札者の代理人になることができない。

オ　入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

(ｱ)　契約の履行にあたり、故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(ｲ)　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

(ｳ)　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ｴ)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ｵ)　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

カ　入札及び開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合には、付添人を認めることができる。

キ　入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き替え又は撤回することはできない。

(6)　入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(7)　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア　２に示す入札参加資格のない者の提出した入札

イ　この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

ウ　所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

エ　委任状を持参しない代理人のした入札

オ　同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札

カ　記名、押印を欠く入札

キ　金額を訂正した入札

ク　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

ケ　同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札

コ　明らかに連合（談合）によると認められる入札

サ　入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

シ　郵送による入札

6　落札者の決定方法に関する事項

(1)　財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2)　落札者となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3)　入札者がいないとき、又は再入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約を行うことができる。

7　契約にあたっての留意事項

(1)　契約は、単価契約により行うものとし、派遣労働者１人１時間当たりの単価を契約金額とする。

(2)　契約保証金

ア　落札者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ　契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第１６９条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ　財務規則第２２９条第１項第１号、第２号及び第４号（別記２）のいずれかに該

当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ　契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

オ　契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(3)　契約書の作成

ア　当該契約は、契約書を作成することとし、契約条項は別紙契約書（案）のとおりとする。

イ　契約の確定時期は、地方自治法第２３４条第５項の規定により、両者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定するものとする。

８　電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、精神保健福祉センター（seisinhokenfukusisenta@pref.fukushima.lg.jp）宛に電子メールにより提出すること。

（※　電子契約を希望しない場合は、従来の書面による契約とする。）

福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページhttps://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html）

９　個人情報の保護に関する留意事項

本件業務を受託した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）。以下「法」という。）及び本件業務委託契約に基づき、本件業務を通じて取り扱う個人情報の保護に関し、次の義務を負うことに留意すること。

ア　契約内容に別記個人情報取扱特記事項があり、委託事務の遂行に当たっては、当該特記事項を遵守しなければならないこと。

イ　法第十九条に基づき、受託者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない義務を負うこと。

ウ　法第二十三条に基づき、受託者は個人情報の適切な取扱いのために必要な安全管理措置を講じる義務を負うこと。

エ　受託者及び受託した事務に従事している者又は従事していた者は、法第百七十六条から百八十五条に規定されている、いずれかの罰則の対象となること。

９　その他

(1)　一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。

(2)　この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の委託業務手続き以外の目的に供してはならない。

(3)　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(4)　入札から落札者の決定までに入札者が２に示す用件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者としない。

(5) 入札説明書等に記載された内容の無断転載及び転用を禁ずる。

別記１

福 島 県 財 務 規 則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第２４９条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

(2)　施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去二年間に国（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき

(3)～（4）　（略）

２　（略）

別記２

福 島 県 財 務 規 則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第２２９条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

(2)　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3)　（略）

(4)施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)～(18)　（略）

２　（略）

別記３

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抜粋）

（不適正な利用の禁止）
第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（安全管理措置）
第二十三条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第八章　罰則

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第百二十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したとき

は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑
二 第百八十二条 同条の罰金刑
２ 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者
二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者

様式１

一般競争入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

福島県精神保健福祉センター所長

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印

電 話 番 号

（作成担当者　　）

令和８年３月２日付けで公告のありました令和８年度福島県精神保健福祉センターデータ入力事務労働者派遣業務委託契約に係る入札参加資格について確認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること、さらに添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　添付書類

（１）労働者派遣法第５条第１項に規定する許可証の写し

（２）プライバシーマークの付与認定を取得していることを証明するものの写し

（３）過去２年間に国、都道府県、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市において、入札公告業務と同程度以上のデータ入力業務に係る労働者派遣の実績契約書の写し

（４）登記簿謄本（商業登記法第６条第５号から第９号に規定する登記簿の謄本）コピー可

（５）会社概要に関する資料（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在を含んだ書類）

注１　返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、110 円切手を貼った長３号封筒をこの申請書と併せて提出してください。

様式２

一般競争入札参加資格確認通知書

令和　　年　　月　　日

商号又は名称
代表者職・氏名　　様

福島県精神保健福祉センター所長

さきに申請のありました令和８年度福島県精神保健福祉センターデータ入力事務労働者派遣業務委託契約に係る入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので、お知らせします。

なお、入札参加資格がないと通知された方は、理由の説明を求めることができますので、説明を求める場合は、令和８年３月１１日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

<table>
<tr><td>公　　告　　日</td><td colspan="2">令和８年３月２日</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="2">令和８年度福島県精神保健福祉センター
データ入力事務労働者派遣業務委託契約</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入札参加資格の有無</td><td colspan="2">有</td></tr>
<tr><td>無</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>入札参加資格がないと認めた理由</td></tr>
</table>

（注）　この確認通知書は、入札当日必ず持参してください。

様式３

一般競争入札説明書等に関する質問・回答書

令和　　年　　月　　日

福島県精神保健福祉センター所長　様

住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

電　話　番　号

作成担当者職・氏名

公　告　日	令和８年３月２日
件　　名	令和８年度福島県精神保健福祉センター データ入力事務労働者派遣業務委託契約
質　問　事　項	
回　答　事　項	

様式４

入 札 (見積) 書

派遣労働者１人１時間当たりの単価	円

（税抜き額）

件　　名　　令和８年度福島県精神保健福祉センター
　　データ入力事務労働者派遣業務委託契約

履行場所　　福島県精神保健福祉センター

上記のとおり 入札（見積）いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

代　　理　　人　　印

福島県精神保健福祉センター所長

※１　契約方法により、入札・見積の文字を訂正印により削除又は訂正すること。
　２　金額の文字の頭に、￥を付すこと。
　３　再入札又は再見積の場合は、入札又は見積書の前に「再」と記入すること。

様式５

入札保証金納付免除申請書

令和　　年　　月　　日

福島県精神保健福祉センター所長

申請者　　住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名　　印

令和８年度福島県精神保健福祉センターデータ入力事務労働者派遣業務委託契約に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記書類を提出します。

記

ア　福島県を被保険者とする入札保証保険契約証券

イ　福島県財務規則第２４９条第１項第２号に定める契約に係る契約書の写し

※１　ア、イいずれかの記号を選択し○を付けること。
２　イを選択した場合は、必ず履行実績証明書(様式６)も記載及び証明し、添付書類と併せて提出すること。

様式６

履行実績証明書（入札保証金納付免除申請書）

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">実績①</td><td colspan="2">実績②</td><td colspan="2">実績③</td></tr>
<tr><td>発注機関</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>履行場所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">履行期間</td><td>R６</td><td>月　日から
月　日まで</td><td>R６</td><td>月　日から
月　日まで</td><td>R６</td><td>月　日から
月　日まで</td></tr>
<tr><td>R７</td><td>月　日から
月　日まで</td><td>R７</td><td>月　日から
月　日まで</td><td>R７</td><td>月　日から
月　日まで</td></tr>
<tr><td rowspan="2">契約金額</td><td>R６</td><td>円</td><td>R６</td><td>円</td><td>R６</td><td>円</td></tr>
<tr><td>R７</td><td>円</td><td>R７</td><td>円</td><td>R７</td><td>円</td></tr>
</table>

申請者　住　　所
商 号 又 は 名 称
代表者職 ・ 氏 名

注）　履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。
１　国（予算決算及び会計令第９９条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人間又は地方独立行政法人が発生した契約の契約書の写（契約書の写しを添付できない場合は、内容等を証明できる書類）
２　実績は県内外、本・支店の別を問わない。

様式７

委　　任　　状

私は都合により下記の者を代理人と定め下記事項を委任します。

記

令和８年３月１９日に執行される令和８年度福島県精神保健福祉センターデータ入力事務労働者派遣業務委託契約の入札及び見積に関する一切の権限

令和　　年　　月　　日

福島県精神保健福祉センター所長　様

委任者　住　　所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

受任者　職名又は住所
氏　　名　　印